

番 号 : 151032

国 名 : ヨルダン

担当部署 : ヨルダン事務所

案件名 : シリア難民障害者にかかる情報収集・確認調査 (障害と開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 障害と開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月上旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 1.0M/M、合計 1.5M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 30日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月16日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	社会保障に係る各種調査
対象国/類似地域	ヨルダン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

2011年3月のシリア危機発生以降、シリアから隣国ヨルダンに避難する難民の数は増加の一途をたどっており、国連難民高等弁務官（UNHCR）の統計によれば、ヨルダンに流入した難民の登録数（登録待ちを含む）は2015年6月現在約629千人であるが、UNHCRに難民登録申請をしていない人数を含めると既に100万人を超えているとの推測もある。シリア難民のうち、UNHCR等が整備した難民キャンプに居住する人数は約15%に留まり、残りの85%はヨルダン北部地域を中心とする一般の都市等に流入している。

ヨルダン政府は受け入れ国として難民に対し様々な支援を実施しているが、難民数の増加や、避難期間の長期化につれ、本国政府の財政的負担、公共サービス施設の物理的キャパシティの問題から支援は減少傾向にある。このため、シリア難民は、国際機関や各国ドナー、NGOが提供する支援に対する依存度を高めているが、これら組織が提供する支援に関する情報はまとめて整備されておらずアクセスが困難なため、必要とする支援を実施する機関を探し当て、支援を得る事が容易に行えない状況である。

上記国際機関や各国ドナー、NGOが提供する支援は、保健医療や教育、衛生、生計補助といった分野が最も多く、障害者を含む社会的弱者に対する支援はまだまだ行き届いていない現状である。JICAはヨルダンにおいて「障害と開発」分野の支援を長年実施してきた経験と蓄積があり、これまでに培った知見を活かし、障害を持つ難民を対象とした支援の展開を検討している。

難民における障害者数については、UNHCRが登録する数としては全体の1.4%とされているものの、この数値は障害の定義についての理解が関係者間で共有されていない事による影響が大きく、UNHCRが国際赤新月社等と共同実施したサンプル調査ではヨルダン国内にいるシリア難民の26%が何らかの機能障害を抱えているとの結果も出ており、実態数の把握は困難であるが相当数の障害者がいると推測される。

難民に対する障害者支援の分野については、ドナー間の情報共有の場が設定されていないため、支援する機関の数、支援内容、対象地域等といった情報が十分把握できておらず、特に、ヨルダン国内のローカルNGOに関しては殆ど情報がない現状である。

JICAは、2014年11月より、過去派遣された専門家のフォローアップ協力の枠組みを活用して、ホストコミュニティ内で生活するシリア難民障害者を対象としたエンパワメント（ピア・サポートグループの形成に向けた支援、障害平等研修ファシリテーターの育成等）を実施しているが、対象のシリア難民障害者のグループからも、どの団体からどのような支援を得る事ができるのか、支援を得るために必要な手続きは何か、といった基本情報が整備されていない事が課題として挙げられている。

本調査では、ヨルダン国内にてシリア難民の障害者を対象に支援を実施している機関についての情報を整備し、フォローアップ協力にて支援中のシリア難民障害者グループのネットワークも活用しながら、整備した情報がヨルダン国内で避難するシリア難民障害者・家族に対し提供できるような体制を検討すると共に、障害者・家族からのニーズがあるものの、現在支援が提供されていない、または十分ではない分野を特定し、必要な情報の収集・分析を行い、今後のJICAによる協力の方向性や戦略を提言する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者の具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年1月上旬～1月中旬）

- ① JICA ヨルダン事務所が12月末から別途契約する予定のローカルコンサルタントが収集した情報（ヨルダン国内のシリア難民に関する統計データ、ヨルダン政府のシリア難民対策に関係する諸政策等）を含む、既存の情報に基づき以下情報の確認を行う。
 - ・ヨルダン政府の障害者（シリア難民を含む）に係る政策、実施体制、制度、計画及び現状・動向の確認
 - ・国際機関及び他ドナーの支援方針及び支援状況の確認
- ② 国内準備期間中に開催される JICA ヨルダン事務所との TV 会議に出席し、担当分野につい

て協議を行う。

③担当分野に係る調査計画・方針（案）を作成する。

④現地関係機関へのヒアリングに活用する質問票（案）（英文）を作成し、JICA ヨルダン事務所を通じて対象機関に事前に送付する。

（2）現地派遣期間（2016年1月中旬～2月中旬）

上記ローカルコンサルタントと共に、下記の業務を行う。

① JICA ヨルダン事務所、関連 JICA 専門家等との会議への参加

② シリア難民障害者と面談し、彼らが直面する課題及びニーズについて情報を収集する。

③ シリア難民支援を行う国際機関、他ドナー、NGO、各種団体と面談し、以下情報の収集・分析を行う。

・当該機関のシリア難民支援に関する活動概要

・シリア難民障害者に係るヨルダン政府の政策の評価、現状、動向及び優先課題

・シリア難民障害者の現状、課題及びニーズ

・シリア難民障害者支援活動現場視察

④ 以上の内容を踏まえ、JICA による支援可能性のある内容（案）の検討を行うと共に、技術的知見から更に調査が必要な事項について、JICA ヨルダン事務所に対し提言を行う。

⑤ JICA 事務所に対して現地調査結果報告書（和文）を作成し、調査結果を報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年2月下旬～3月上旬）

①収集情報の整理・分析、担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）（和文、英文）を作成する。

②ヨルダンにおけるシリア難民障害者を対象とした JICA の支援の在り方の検討及び提言（案）を策定する。

③現地調査で収集できなかった情報及び追加収集すべき情報を整理し、JICA ヨルダン事務所及び人間開発部社会保障チームへ報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

（1）担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）（和文、英文）

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空経路については、成田・羽田⇄アンマン（ドバイ、ドーハ、アブダビ経由便）を標準とします。

（2）一般業務費

上記ローカルコンサルタント、車両及び調査補助員（ローカルコンサルタントとは別に備上予定）については、JICAヨルダン事務所が別途調達しますので、積算に含める必要はありません。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年1月22日～2月20日を予定しています。

JICA団員の参加はありません。本業務従事者が、ローカルコンサルタントと共に、単独で現地調査を行うこととなります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 障害と開発（本コンサルタント）
- イ) ローカルコンサルタント（JICAヨルダン事務所で別途契約）

③便宜供与内容

JICAヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし（ローカルコンサルタントが英語⇄アラビア語通訳を兼務します。）
- オ) 現地日程のアレンジ
ローカルコンサルタントがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意願います。現地の治安状況については、JICAヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上